

## 日本人間工学会関西支部優秀発表賞規定

第1条（名称） 本賞は、「日本人間工学会関西支部優秀発表賞」（以下、「優秀発表賞」という）と称する。

第2条（目的） 本賞は、本支部年次大会において優れた成果を発表した研究者を表彰するもので、関西支部の研究活動の活性化に資することを目的とする。

第3条（受賞資格） 本賞の受賞者は原則として第1著者かつ発表者であり、次の全ての条件をみたしている必要がある。

1. 当該年次大会開催年度末の時点で35歳未満であること。ただし、発表時に大学または大学院に在籍している者はこの限りではない。
2. 所定の成果発表手続きを完了していること。
3. 当該年次大会開催年度、または次年度において日本人間工学会会員であること。ただし、学生はこの限りではない。

第4条（選考） 選考は日本人間工学会関西支部優秀発表賞細則によって行う。

第5条（評価方法） 評価は次の5点について行う。

1. 独創性または着眼点の新しさ
2. 研究結果の発展性
3. 研究方法の妥当性
4. プレゼンテーションの適切さ
5. 座長および審査員による優秀発表者の推薦（その推薦理由）

第6条（表彰） 支部長は、総会の席上で、当年度の年次大会の受賞者に対して「優秀発表賞」を授与する。

第7条（規定改廃） 本規定の改廃は、評議員会の議を経て行われる。

付則

1. 本規定は2004年4月1日から施行する。
2. この改正規定は平成27年4月1日から施行する。

（平成17年10月15日改定）

（平成27年4月1日改定）

（平成28年4月1日改定）

## 日本人間工学会関西支部大会優秀発表賞細則

1. 本規定は日本人間工学会関西支部優秀発表賞に関して、細則事項を定めたものである。
2. 審査者は、発表申し込みが行われた後に、支部大会事務局が選定し、幹事会に報告する。
3. 審査を引き受けた審査者には、事前に担当分の講演論文集原稿を送付する。事前に原稿を送付するために、発表申込者には講演論文集原稿のファイル提出を求める。このとき、審査者は送付された講演論文集原稿に対して、守秘義務がある。また、発表者を確認し、同じ連名者もしくははその他審査に対して問題があると感じた場合にはそのセッションの審査者を辞退するものとする。
4. 審査は、座長と審査者がセッションに参加して行う。ただし、企画セッションなどで座長が発表者の関係者である場合には、座長は審査者にならない。また、同じ所属(学校・学部)であっても審査者として認めるが、連名者は審査者にならない。
5. 一会場について、3名以上の審査者を配置する。
6. 支部大会事務局で集計作業を行い、幹事会で若干名(原則3名)の受賞候補者を選考し、結果を評議員会で審議する。
7. 評議員会で受賞者を決定し、総会で結果報告および表彰を行う。

(平成30年3月24日一部改定)

(平成31年3月23日一部改定)